

<論 文>

分析的手続の生成と機能

飯 岡 透

目 次

1. はじめに
2. 分析的手続の生成と展開
3. SAS 第56号における分析的手続
4. 分析的手続の目的と機能
5. むすび

1. はじめに

1981年4月に公表された監査基準書第36号は中間財務情報に対するレビューの目的ならびにその特徴について、次のように規定している⁽¹⁾。「中間財務情報のレビューの目的は、会計士に対して、彼が質問及び分析的吟味手続を通じて知り得た重要な会計上の事項に、彼の財務報告実務を通じて知り得た知識を客観的に適用することにより、一般に認められた会計原則に準拠してそのような情報に重大な修正(modifications)を加えるべきかどうかについて報告するための根拠を与えることである。中間財務情報のレビューの目的は一般に認められた監査基準に準拠した財務諸表監査の目的と著しく異なる。監査の目的は、全体としての財務諸表に関する意見表明のための合理的な根拠を得ることである。これに対して中間財務情報のレビューは、このような意見表明のための根拠を与えるものではない。レビューは内部統制組織の調

査と評価を行ない、実査、立会または確認を通じて確証的証拠を入手することによって、会計記録の試査と質問に対する解答を検討したり、監査にあたって通常適用されるその他の手続を実施することを意図しないからである。レビューにより会計士は中間財務情報に影響を与える重要な事実に注意を払うことはある。しかしレビューは会計士が監査においては知り得るはずのすべての重要事項に気付くということを保証するものではない。」

この規定から明らかなように、中間財務情報に対するレビューの目的は、財務諸表監査におけるように財務諸表の適正性について意見表明を行なうための証拠を入手することを目的とするものでない。したがって、レビューの実施にあたっては、内部統制組織の適否の検討といった準拠性テスト (tests of Compliance) や取引や勘定残高の細目テスト (tests of details) を適用することなく、質問及び分析的手続を実施するにとどまる。

このように、レビューにおいては、分析的手続 (analytical procedures)⁽²⁾ が極めて重要な手続とされている。

そこで本稿では、中間財務情報に対するレビューの研究の一環として、この分析的手続について若干の検討を試みることにする⁽³⁾。

注(1) SAS, No. 36. "Review of Interim Financial Information", AICPA, *Professional Standards, Vol. 1*, CCH, par, 03, p. 1352. 日本公認会計士協会国際委員会誌「中間財務情報のレビュー」 *JICPA News*, No. 334, Nov., 1983, 34ページ。

(2) 分析的手続については分析的吟味 (analytical review, IFAC International Auditing Guidelines No. 12 "Analytical Review", APC Auditing Standards and Guidelines "Analytical Review"), 分析的吟味手続 (analytical review procedures, SAS No. 23, "Analytical Review Procedures", SAS No. 36 "Review of Interim Information") などの用語もみられるが、本稿はアメリカの最近の用例 (SSARS, No. 1 "Compilation and Review of Financial Statements" 及び SAS No. 56 "Analytical Procedures") に倣って分析的手続とした。

(3) 筆者はすでに分析的手続について、「中間財務諸表の検閲と分析的検閲手続」(駒沢大学経済学会『経済学論集』第11券3・4号, 399~411ページ) 及び「分

分析的手続の生成と機能（飯岡）

析的検閲について」（『同誌』第14券3号、33—49ページ）を発表しているが、分析的手続については、その後国際会計士連盟（IFAC）及びイギリスの監査実務委員会（APC）から「分析的吟味」と題する IAG 第12号ならびに監査ガイドラインが公表され、さらに AICPA から SAS 第23号に代る SAS 第56号が公表されたほか、この問題に関する多くの資料を入手したので、稿を改めて発表することにした。

2. 分析的手続の生成と展開

分析的手続とは、約言すれば「財務資料及び非財務資料ならびにそれぞれの相互間の妥当な関係 (plausible relationships) の調査による財務情報の評価⁽¹⁾」と定義できるが、具体的には「重要な比率と傾向の分析及びその結果必要となる異常な変動と当該項目に関する調査⁽²⁾」を指し、「用いられる技法の精緻さ或いは適用の精粗等はともかくとして、そこにみられる手続なり技法なりは、程度の差こそあれ、従来の監査実践においても、少なくともその多くが、監査計画の立案ないし監査証拠の収集に際して用いられてきた⁽³⁾」ものである。

しかし、アメリカにおいて公式にこの用語が最初に用いられたのは、AICPA の監査手続委員会から1972年11月に公表された「監査人の内部統制の調査と評価」（“The Auditor's Study and Evaluation of Internal Control”）と題する SAP 第54号における次の文章であるとされている⁽⁴⁾。

「監査実施基準の第3（監査証拠の収集に関する基準——引用者）により要求される証拠物件は2つの一般的な種類の監査手続、すなわち、(a)取引と勘定残高に関する細目テスト及び(b)重要な比率及び傾向の分析的吟味ならびにその結果行なわれる異常な変動及び疑わしい項目の調査を通じて入手される。これらの手続は『実証性テスト』として本節で言及されている。」

しかし、ここでの分析的吟味の説明は、内部統制の評価にあたってそれが「規定通りに運用されているということに合理的な確証を得ること⁽⁵⁾」を目的とする準拠性テスト（tests of Compliance）と対比させて実証性テスト

(substantive tests) の説明の一環としてなされているに過ぎず、分析的手続が本格的にしかも詳細に検討されたのは1978年に公表された SAS 第23号「分析的吟味手続」("Analytical Review Procedures")においてであり、そこでは、まず分析的吟味手続の意義について次のように述べている⁽⁶⁾。

「分析的吟味手続とは、資料の相互関係を調査し比較することによって行なわれる財務情報の実証性テストである。実証性テストに対する監査人の信頼は、取引及び勘定残高の細目テスト、分析的吟味手続またはその両者の組合せから得られるであろう。それを決定するのは、それぞれの手続の予想される効果と能率についての監査人の判断の問題である。」

分析的吟味手続の適用の基礎にある基本的前提は、資料間に相関関係が存在し、反対の状況が存在しない限りその関係は継続するということが監査人によって合理的に予想できるということである。こうした相関関係が存在することにより、監査人は監査実施基準第3で要求されている証拠〔適格にして十分な証拠 (sufficient competent evidential matter) 一引用者〕を得ることができる。分析的吟味手続は、追加的手続の必要性を指摘したまは他の監査手続の範囲の縮小を指摘するかもしれない。」

この定義から SAS 第23号において分析的吟味手続は「取引及び勘定残高の細目テスト」とともに実証テストを形成し、実証性テストの前提的監査手続ともいるべき準拠性テストとならんで財務情報監査のための重要な手続をなすものと位置づけていることは明らかである⁽⁷⁾。

また SAS 第23号は分析的吟味手続の適用時期を次の3つに分け、それぞれの段階で分析的吟味手続を実施できるとしている⁽⁸⁾。

1. 初期の計画立案の段階 監査中に考慮を要する重要な事項を明確にすることにより、他の監査手続の性質、範囲、時期の決定に役立つよう実施される。
2. 監査実施の段階 財務情報の個々の要素に対して監査人が適用する他の諸手続と組合せて実施される。
3. 監査意見形成時またはその直前の段階 財務情報の全体を検討するため

に実施される。

このように SAS 第23号では分析的吟味手続は監査計画、監査実施及び監査意見形成と「監査の全過程を通じて隨時これを適用（実施）できる⁽⁹⁾」ところに特質を有するが⁽¹⁰⁾、それは財務情報が一定時点の構成要素相互間はもとより、時系列的にも「多角的な関数関係を包蔵した諸変数の集合である」との認識に立脚している⁽¹¹⁾からにほかならない。

こうして、SAS 第 23 号は分析的吟味手続には次の手續が含まれるとしている⁽¹²⁾。

- (1) 当期の財務情報と比較可能な過年度（数期）の情報との比較
- (2) 当期の財務情報と予測された結果との比較（例えば予算や予測）
- (3) 従来の企業の業績をもとにして、予想しうるパターンに一致すると考えられる財務情報の諸要素の関係の調査
- (4) 企業が属する業界に関する同種の情報と当該企業の財務情報との比較
- (5) 関連性ある非財務情報との関係の調査

そしてこれら諸手續を実施するために、金額、数量、比率、パーセントなどさまざまな方法が利用されるが、どの方法が選択されるかは、監査人の専門家としての判断によるとされている。

こうした分析的吟味手続が実証性テストの 1 つとして合理的な監査証拠を得るために有効な手段として認められるのは、さきにも述べたように、「資料間の関係が、それとは反対の既知の状況へ転化することなしに存在し続けると監査人によって合理的に予期される⁽¹³⁾」という前提があるからにほかならない。したがって、監査人は、分析的吟味手続によって明らかにされた予期しない変動、予想された変動の不存在及び他の異常な項目が監査上重要な影響をもっていると判断した場合には、経営者への質問等によってこれら項目を調査しなければならないのである。そして監査人はこの質問に対する回答と監査実施中に入手した当該企業についての知識や他の情報と照合してその合理性を評価し、また質問に対する回答を補強するため他の監査手続を適用する必要性を検討する。また経営者が重要な変動について妥当な

説明ができないときは、監査人はそれら変動を調査するため追加的手続を実施することになるのである⁽¹⁴⁾。

こうして、AICPA は SAS 第 23 号において、分析的吟味手続について初めて詳細な検討を試みたが、その後 1978 年に AICPA の「会計及びレビュー・サービス委員会」(Accounting and Review Service Committee) から公表された「会計及びレビュー・サービス基準書」(Statements on Standards for Accounting and Review Services, SSARS) 第 1 号「財務諸表の調製とレビュー」("Compilation and Review of Financial Statements") において、財務諸表に対する公認会計士の関与について、「財務諸表の調製」、「財務諸表のレビュー」及び「財務諸表の監査」の 3 つに大別し、「財務諸表のレビュー」における主たる手続は、質問と分析的手続であり、またその目的は監査におけるような財務諸表全般の適正性に関する意見表明ではなく、財務諸表に対する限定保証 (limited assurance) を行なうものであるとした⁽¹⁵⁾。そして「財務諸表のレビュー」において実施される分析的手続について、さきに述べた SAS 第 23 号における(1)～(3)の手続を示している⁽¹⁶⁾。

このように分析的手続は正規の監査における実証性テストとして重視されているばかりでなく、レビュー契約においても重要な手續とされたことは注目に値する。

ところで、アメリカにおいては 1970 年に SEC が四半期報告書制度（様式 10-Q）を導入し、また AICPA の会計原則審議会も 1973 年に意見書第 28 号「中間財務報告」("Interim Financial Reporting") を公表し、ついで 1975 年に AICPA の監査基準審議会は SAS 第 10 号「中間財務情報のリミティド・レビュー」("Limited Review of Interim Financial Information")、ついで翌 76 年には SAS 第 13 号「中間財務情報のリミティド・レビューに関する報告書」("Reports on a Limited Review of Interim Financial Information") を公表した。ついで 1979 年には SAS 第 24 号 ("Review of Interim Financial Information") を公表して、さきの SAS 第 10 号及び第 13 号を廃止したが、さらに 1981 年には SAS 第 36 号 ("Review of Interim Financial Information") を公表して SAS

第24号を廃止した。

このように中間財務情報のレビューに関する AICPA の基準書は度々改訂されたが、例えば SAS 第36号は SEC の「開示制度の統合化」を目的とした会計連続通牒第286号との調整をはかるために SAS 第24号の一部を改正したものであり、両者はその内容において基本的な相異は認められない。とくに SAS 第36号の前半では中間財務情報に対するレビューの手続を規定しているが、これは75年の SAS 第10号の規定を同第24号がほとんど改訂せずに採り入れ、さらに同36号でもそのまま引継いでいる。そしてこの36号では中間財務情報に対するレビューの手続は、質問と分析的吟味手続とからなるとし、分析的吟味手続について次のように規定している⁽¹⁷⁾。

「異常と思われる項目の相互関連及び個々の問題について質問するための根拠を識別し入手する目的で、中間財務情報に分析的吟味手続 (analytical review procedures) を適用する。本項の目的のためには、分析的吟味手続は以下の手続よりなる。(1)当期の財務情報と直前の中期期及び前年同期の財務情報との比較、(2)予想される経営成績と当期の財務情報との比較、(3)その会社の経験から一定のパターンをもつと予想される財務情報中の諸要素の相互関係の調査。これらの手続の実施にあたって、前年または前四半期において会計上の修正を要した事項を会計士は考慮しなければならない。」

この引用文から明らかなように、四半期報告書に対して適用される分析的吟味手続の内容も、さきの SSARS 第1号に示されたものとほぼ同じ手続といえるが、ここに、分析的吟味手続はレビュー手続の1つとして、四半期報告書に対する公認会計士の関与にあたっても重要な手続とされたのである。

注(1) SAS No. 56 “Analytical Procedures” (Supersedes Statement on Auditing Standards No. 23), AICPA, *Professional Standards*, Vol. 1, CCH, par. 02, p. 323.

(2) IFAC, International Auditing Guidelines, No. 12 “Analytical Review”, AICPA, *Professional Standards* Vol. 2, CCH, par. 02, p. 12, 421. 国際会計士連盟・国際監査実務委員会 監査の国際的ガイドライン第12号「分析的吟

- 味」*JICPA News*, No. 329, July, 1983, 23ページ。
- (3) 上村久雄「『アナリティカル・レビュー』研究序説」(『三田商学研究』山樹忠恕教授追悼号) 35ページ。なお、上村教授は、例えば1936年に当時の AIA が公刊した「独立公会計士による財務諸表の検査」("Examination of Financial Statements by Independent Public Accountants") にも、過年度財務諸表等との比較とか、ある種の趨勢分析・比率分析による検証の手続が示されていると指摘されている(「同上稿」36ページ、注2)。
- (4) Holder, William W. and Collmer Sheryl "Analytical Review Procedures: New Relevance", *The CPA Journal*, Nov., 1980, p.29. SAP No. 54 "The Auditor's Study and Evaluation of Internal Control" par.70 (現在は SAS No. 1, Section 320 に収録されている). AICPA, *Codification of Statements on Auditing Standards*, 1979. 日本公認会計士協会国際委員会訳『アメリカ公認会計士協会 監査基準書』、同文館、昭和56年、58ページ。
- (5) AICPA. *Ibid.*, par. 55, p. 66. 日本公認会計士協会国際委員会訳『同上書』52ページ。
- (6) SAS No. 23, AICPA, *op. cit.*, par. 02. p. 45. 日本公認会計士協会国際委員会訳「監査基準第23号 分析的検討手続」*JICPA News*, No. 320, Jan., 1983, 39ページ。なお、SAS 第23号については、石田三郎「財務諸表監査における分析的検閲手続」(『企業会計』第30巻11号) 123~130ページ及び三澤一「分析的吟味」(『会計人コース』第20巻1号) 35~40ページ参照。
- (7) 上村「前掲稿」45ページ。
- (8) SAS No. 23, AICPA. *op. cit.*, par. 05, CCH, p. 46. 日本公認会計士協会国際委員会訳「前掲稿」39ページ。
- (9) 上村「前掲稿」49ページ。
- (10) 上村教授は、分析的吟味のこうした機能を「多元的適用能力による監査職能の向上」と称されている(「同上稿」49ページ)。
- (11) 「同上稿」48ページ。
- (12) SAS No. 23, AICPA. *op. cit.*, par. 06, p. 46. 日本公認会計士協会国際委員会訳「前掲稿」39ページ。
- (13) SAS No. 23, *Ibid.*, par. 03, p. 45. 日本公認会計士協会国際委員会訳「同上稿」39ページ。
- (14) SAS No. 23. *Ibid.*, par. 08, p. 48. 日本公認会計士協会国際委員会訳「同上稿」40ページ。
- (15) SSARS, No. 1, *AICPA Professional Standards Vol. 2*. CCH, par. 04, p. 3312.
- (16) SSARS, No. 1, *Ibid.*, par. 27, p. 3319. 先に示したように、SAS 第23号で

分析的手続の生成と機能（飯岡）

は分析的手続の具体的内容として5つの手続を掲げていたが、SSARS 第1号では、これら5つの手続のうち、(1)当期財務諸表の過年度財務諸表との比較、(2)当期財務諸表の予測値との比較、(3)予想しうるパターンと一致すると考えられる財務諸表の諸要素の関係の調査の3つを示している。またSAS 第23号が「分析的手続は次の手続を含む (include, 傍点筆者)」と表現しているところから、(1)から(5)までの5つの手続を例示列挙していると解され、この点はさらに後述するようにSAS 第23号に代えて1988年に公表されたSAS 第56号においては、分析的手続の具体的な内容の説明にあたって、事例(examples)という表現を保っていることからも明らかである。これに対して、SSARS 第1号及び後述するSAS 第36号においてレビューとの関連で取上げられた分析的手続の具体的な説明においては、「分析的手続は次の手続からなる (consist of, 傍点筆者)」と述べ限定列挙と考えられる表現を用いている点は注意を要する(上村「前掲稿」注7 38—39ページ)。

- (17) SAS No. 36, *AICPA Professional Standards Vol. 1*, par. 06, CCH, p. 1353. 日本公認会計士協会国際委員会誌「監査基準第36号 中間財務情報のレビュー」*JICPA NEWS*, No. 334, Nov., 1983. 35ページ。

3. SAS 第56号における分析的手続

アメリカにおける1980年代前半に続発した Penn Square Bank, Drysdale Government Securities, ESM Government Securitiesなど銀行や証券会社の倒産事件は、“expectation-gap”あるいは“credibility-gap”という言葉に象徴される財務諸表利用者の公認会計士に対する期待と公認会計士が現実に提供できる業務との間のギャップを顕在化させた。そこでこうしたギャップを解消するための効果的な監査を実施する必要から1988年には7つの基準書の改正と2つの新基準書が公表されたが、「分析的手続」を取扱った従来のSAS 第23号「分析的吟味手続」も改訂され、新たにSAS 第56号「分析的手続」("Analytical Procedures") が公表された⁽¹⁾。このSAS 第56号の特徴は、SAS 第23号では公認会計士が分析的吟味手続を実施するにあたって考慮すべき事項を提示したに過ぎないのに対して、SAS 第56号においては、分析的手続が財務諸表の不正摘発のための有効な手続であるこ

とを認め、この手続は監査における重要な一過程であるとし、とくに分析的手続を一般に認められた監査基準に準拠して行なわれる財務諸表監査のすべてについて、その計画設定 (planning) 及び財務情報の全般的 レビュー (overall review of the financial information) の段階において適用することを要求した点にある。そのため、分析的手続を監査実施の過程に従って、(1)監査計画立案の段階における分析的手続、(2)実証性テストとして利用する場合の分析的手続、(3)全般的レビューを利用する場合の分析的手続の3つに大別し詳細な規定をしている⁽²⁾。

まず、SAS 第56号は分析的手続について、監査過程における1つの重要な構成要素であり、財務資料及び非財務資料ならびにそれぞれの相互間における妥当な関係を調査することによって行なわれる財務情報の評価からなり、この手続を適用するにあたっての基本的前提は、資料間の妥当な関係が反対の既知の状況へ転化することなしに存続し続けると合理的に期待できることであるとし、ほぼ SAS 第23号の見解を踏襲している⁽³⁾。

そしてこうした分析的手続は具体的には記録された金額または記録された金額から算定された比率を監査人により算定された期待値 (expectations) と比較することによって行なわれるが、この期待値は、(a)既知の変動を検討するための比較可能な過年度の財務情報、(b)予測数値、例えば予算または予測（中間財務資料及び年次財務資料からの推定値を含む）、(c)当期財務情報の項目における相関関係、(d)被監査会社が属する業種に関する情報、例えば売上総利益に関する情報、(e)財務情報とそれに関連する非財務情報との関係などから算定するとして⁽⁴⁾、この点でも SAS 第23号の見解とほぼ軌を一にしているといえよう。

しかし、SAS 第 56 号では分析的手続をさきに述べたように、(1)監査計画の設定に際しての分析的手続、(2)実証性テストとして用いられる分析的手続、(3)全般的レビューにおいて利用される分析的手続の3つに大別し、それぞれの場合における利用目的との関連から分析的手続の具体的な内容を詳細に説明している点は注目される⁽⁵⁾。次にその概要を紹介しておこう。

分析的手続の生成と機能（飯岡）

(1) 監査計画の設定に際しての分析的手続

監査計画の設定に際して分析的手続を適用する目的は、特定の勘定残高あるいは取引の種類に関する証拠を入手するために利用される監査手続の種類、時期及び範囲を計画するにあたって監査人に役立つことであり、この目的を達成するために、監査計画において利用される分析的手続は、(a)被監査会社の事業内容、取引及び最終の監査の実施した日以降に発生した事象について監査人の理解を増大させること、(b)監査に関連のある特定のリスクを示す領域を確認することに焦点を置かなければならない。そしてこうした場合の分析的手続の目的は異常な取引や事象の存在、財務諸表及び監査計画に関連する問題点を指摘するような金額、比率及び趨勢などを明確にすることである。監査計画の設定にあたって利用される分析的手続の精巧性、範囲及び時期は監査人の判断によるが、被監査会社の規模や複雑性により著しく異なる。また分析的手続は財務資料のみを利用する場合もあるが、例えば従業員数、売場面積、製品の数量といった関連する非財務資料が検討される場合もある。

(2) 実証性テストとして利用される分析的手続

特定の主張 (assertion)⁽⁶⁾に関する監査の目的を達成するための実証性テストに対する監査人の信頼は明細テスト及び分析的手続ならびに両者の組合せから得られる。特定の監査目的を達成するためにどのような手続を利用するかといった意思決定は、利用可能な手続についての予想される効果 (effectiveness) と効率 (efficiency) に対する監査人の判断に依存する。監査人は特定の監査目的のために実証性テストから必要とする保証水準を検討し、どのような手続あるいは手続の組合せがその保証水準を与えることができるかを決定する。そして分析的手続はある種の主張にとって適切な保証水準を与えるのに効果的であるが、別の主張に対しては、望ましい保証水準を与えるには明細テストほど効果的ないし効率的でないかもしれません。

また潜在的誤謬 (potential misstatements) を確認するため、分析的手続の効果と効率は、とりわけ (a) 主張の性格、(b) 数値の相関関係の妥当性

(plausibility) 及び予想可能性 (predictability), (c)資料の入手可能性 (availability) 及び信頼性 (reliability), (d)期待値 (expectations) の厳密性に依存するとして、それぞれについて次のように詳細な検討を試みている。

(a) 主張の性格 分析的手続は潜在的誤謬が厳密な証拠の調査から明らかにならない主張や厳密な証拠が容易に入手できない主張にとっては効果的でありまた効率的であろう。例えば、従業員数と給与支給総額との比較検討は個々の取引のテストからは明らかにならない不当な支払額を指摘するかもしれない。また数値の予想される相関関係からの相異は、個々の取引が記録されている証拠が入手できないときには、潜在的な脱漏 (potential omissions) を指摘することになるかもしれない。

(b) 数値の相関関係の妥当性と予想可能性 監査人にとって数値の相関関係が信頼できるという原因を把握することは重要なことである。その理由は、ときには資料が関係のない場合にも関係があると思わせて監査人に誤った結論を下させることがあるからである。さらに予想外の相関関係が存在するときには、適切にそれを検討すれば重要な証拠とすることができます。

企業によって高い保証水準が要求されるときは、期待値を算定するために高い予想能力をもった相関関係が要求される。安定した環境における相関関係は、一般に動的ないし不安定な環境よりも高い予想能力がある。また損益計算書勘定の相関関係は貸借対照表勘定の相関関係よりも予想能力がある。それは損益計算書勘定は一定期間の取引を示すのに対して、貸借対照表勘定は一定時点の金額を示すに過ぎないからである。さらに経営者の判断に影響される取引の相関関係は、ときには予想能力が乏しい。例えば、経営者は固定資産を取替えるよりも維持費を負担することを選択するかもしれないし、また広告費の支出を遅らせるかもしれないからである。

(c) 資料の入手可能性と信頼性 ある主張の期待値の算定のために資料を容易に入手できる場合もあるが、入手できない場合もある。例えば主張の完全性をテストするため、ある企業では予想売上高を製造統計あるいは売場面積から算定できるかもしれないが、他の企業では売上高の完全性に関連した

分析的手続の生成と機能（飯岡）

資料は容易に入手できず、その主張の完全性をテストするために予想売上高ではなく出庫記録の明細を利用する効果的であり効率的であるかもしれない。

また監査人は別の出所から入手した資料によって算定した期待値と記録された金額の一貫性に基づく分析手続から保証を得る。この場合、期待値を算定するために利用された資料の信頼性は分析的手続から要請される保証水準に適合しなければならない。また監査人は資料の信頼性について、その出所及びそれを収集した状況を検討し、さらにその資料について監査人がもっている他の知識によって評価しなければならない。

監査目的を達成する意図で資料の信頼性について監査人が検討すべき事項には次の要因が影響する。

- (イ) その資料が企業外部の別の出所から入手したものかあるいは企業内部の出所から入手したものか
- (ロ) 企業内部の資料は監査済の金額に責任を有する人とは無関係なものかどうか
- (ハ) 資料は適切に管理され信頼できるシステムの下で算定されたものかどうか
- (ニ) 資料は当年度及び過年度に監査を受けたものかどうか
- (ホ) 期待値はさまざまな出所からの資料を利用して算定したものかどうか
- (ド) 期待値と厳密性 期待値は誤謬を個別にあるいは他の誤謬と合計したときおそらく重大な誤謬となるかもしれない差異が、監査人の調査によって確認できるという保証の水準を与えるのに十分な程度の厳密性をもたなければならない。期待値が厳密になればなるほど予想される差異の範囲は狭くなり、期待値からの重大な差異は誤謬に基づくものであるという公算が大きくなる。期待値の厳密性は、とりわけ監査済の金額に重大な影響を与える要因に対する監査人の確認と検討ならびに期待値を算定するために利用された資料がどの程度明細であるかに依存している。この場合多くの要因が財務的な

相関関係に影響を及ぼす。例えば売上高は価格、数量及び製品組合せ (product mix) によって影響を受ける。またこれらの要因は数多くの要因によって影響を受ける。そしてそれを相殺するような要因が誤謬を不明確なものにする。相関関係に影響を与える要因を効果的に確認することは、一般に分析的手続からの保証水準を高めるにつれて必要となる。さらに、詳細に算定された期待値は、一般に大雑把な比較を行なう場合よりも一定の金額について誤謬を摘発する機会が多くなる。月次での金額は一般に年次での金額よりも効果的でありまた事業の地域別及び部門別の比較は会社全体の比較よりも効果的である。期待値をどの程度詳細に算定するのが適切であるかは、被監査会社の性格、規模及び複雑性によって影響を受ける。一般に重要な誤謬がそれを相殺する要因によって不明確になるリスクは、被監査会社の営業活動が複雑になりまた多様化するにつれて増加する。したがって、分割 (disaggregation) がこのリスクを減少させるのに役立つといえる。

ところで、上述したところから明らかなように実証性テストとして分析的手続を実施するにあたって、監査人は期待値からの許容できる差異を検討しなければならないが、この検討にあたっては重要性を考慮しましたこの手続から得ようとする保証の水準と一貫性を保つようにしなければならない。この差異の決定にあたっては特定の勘定残高や取引の分類における誤謬あるいはその他の勘定残高や取引の分類における誤謬と一緒にした金額が許容できない額に達する可能性について検討する。また監査人は重要な予想外の差異に注意を払わなければならない。その場合、期待値を算定するにあたって利用した方法や要因を再検討しました経営者に対して質問することは有用であるが、通常は経営者の回答はその他の証拠資料によって確認すべきである。差異についての説明が得られないような場合には差異が誤りかどうかについて監査人自身が満足できる他の監査手続を実施して主張について十分な証拠を入手しなければならない。こうした他の手続を実施するにあたって、説明できない差異は重要な誤謬があるというリスクを示すかもしれないということを監査人は考慮に入れるべきである。

分析的手続の生成と機能（飯岡）

(3) 全般的レビューにおいて利用される分析的手続

監査の全般的レビューの段階において利用される分析的手続の目的は、到達した監査の結論を評価しまた財務諸表全般の表示の評価にあたって監査人に役立つことである。この目的のためには、さまざまな分析的手続が有用である。全般的レビューでは一般に財務諸表とその注記を閲覧し、(a)監査計画の段階及び監査実施の過程で明らかになった異常ないし予想外の残高に応じて収集した証拠の妥当性、(b)以前に確認されなかった異常ないし予想外の残高や相関関係などを検討する。またこの全般的レビューの結果は追加的証拠が必要であるということを示す場合もある。

さて、これまで SAS 第56号の紹介を通じて、そこでは分析手続が資料間の相関関係の分析により財務情報の評価を行なうものであり、それは実証性テストである「取引及び残高の明細テスト」及び内部統制組織の整備・運用状況を評定することを目的とする統制テスト (tests of Controls)⁽⁷⁾ と並んで「財務情報の監査のための有機的全体構造の重要な一環を形成するもの⁽⁸⁾」とみなされていることは明らかである。そこで次に分析的手続の目的及び機能について、さらに検討を加えることにする。

注(1) AICPA は “expectation gap” の解消をはかるため1987年に10個にのぼる監査基準書の公開草案を公表し、翌88年には「経営者の説明と分析に関する検査」[“Examination of Management’s Discussion and Analysis (MD & A)”] を除いた9個の基準書を採択・公表した。この9個の基準書は、(1)詐欺及び違法行為の摘発に関する基準書、(2)効果的な監査の実施に関する基準書、(3)企業外部に対する伝達の改善に関する基準書、(4)企業内部における伝達の改善に関する基準書に大別できるが、(2)の効果的な監査の実施に関する基準書の1つとして、SAS 第23号に代えて SAS 第56号が公表されたのである。因に、 “The expectation gap statement on auditing standards” といわれる9個の監査基準書を上記の分類に基づいて示せば次の通りである。(Guy, Dan M. and Sullivan Jerry D., “The Expectation GAP Auditing Standards”, *J. of A.*, April 1988. p.37)。

(1) 詐欺及び違法行為の摘発に関する基準書

SAS No. 53, “The Auditor’s Responsibility to Detect and Report

Errors and Irregularities.”

SAS No. 54, “Illegal Acts by Clients”.

(2) 効果的監査の実施に関する基準書

SAS No. 55, “Consideration of the Internal Control Structure in a Financial Statement Audit.”

SAS No. 56, “Analytical Procedures.”

SAS No. 57, “Auditing Accounting Estimates.”

(3) 企業外部に対する伝達の改善に関する基準書

SAS No. 58, “Reports on Audited Financial Statements”

SAS No. 59, “The Auditor’s Consideration of an Entity’s Ability to Continue as a Going Concern.”

(4) 企業内部における伝達の改善に関する基準書

SAS No. 60, “Communication of Internal Control Structure Related Matters Noted in an Audit.”

SAS No. 61, “Communication with Audit Committees.”

なおこの基準書については、Elliott, Robert K. and Jacobson Peter D. “Assessing the ASB’s Ten Exposure Drafts (*CPA Journal*, Dec., 1987, pp. 16—25.), 盛田良久「AICPA 監査基準書の大幅改正案の概説」(『大阪学院大学商学論集』第14巻1号 73—94ページ) 及び千代田邦夫「“エクスペクトーション・ギャップ”と公認会計士」(『産業経理』第48巻3号48—57ページ) を参照。

(2) AICPA. SAS No. 56, “Analytical Procedures”, *AICPA Professional Standards*, Vol. 1, CCH, par. 04. p. 323. なお、すでに触れたようにSAS第23号においても分析的吟味手続は、「初期の監査計画立案の段階、監査の実施時及び監査意見形成時またはその近く」(SAS No. 23, par. 5)で実施できるとしたが、SAS第56号にみられるように分析的手続をその適用時期に応じて3段階に大別しそれぞれの段階における分析的手続を具体的に検討していない。

(3) *Ibid.*, par. 02, p. 323.

(4) *Ibid.*, par. 05, p. 324.

(5) *Ibid.*, par. 06—22, pp. 324—327.

(6) ここに主張 (assertion) とは、財務諸表に具現される経営者の陳述 (representations) を意味する (SAS. No. 31, “Evidential Matter”, *Ibid.*, par. 03, p. 321—33. 日本公認会計士協会国際委員会誌「監査証拠」*JICPA NEWS* No. 345. Oct., 1984, 32ページ)。

(7) 1988年に公表された SAS 第55号「財務諸表監査における内部統制機構の検討」(“Consideration of the Internal Control Structure in a Financial

分析的手続の生成と機能（飯岡）

Statement Audit”）においては、内部統制組織が規定どおりに整備・運用されているかどうかを評定する準拠性テストに代えて、統制テスト（tests of controls）という概念を用いている。この統制テストは「財務諸表における重大な誤謬の発生に防いだり、またそれを摘発する効果を評価するために内部統制機構の方針や手続の整備・運用の状況に対して実施されるテスト」と説明されている（AICPA, *op. cit.*, Vol. 1, par. 67, p. 275）。

- (8) 上村「前掲稿」45ページ。

4. 分析的手続の目的と機能

前節で明らかにしたように、SAS 第 56 号において分析的手続は監査計画設定、監査実施過程及び監査完了直前のそれぞれの監査の段階において財務情報監査のための効果的かつ効率的な手続としてきわめて重視されているが、こうした分析的手続はどのような目的から実施されるのであろうか。SAS 第 56 号では、すでに述べたように分析的手続が実施される監査の段階と関連させて、(1)監査計画の立案、(2)実証性テスト、(3)財務情報の全般的レビューの 3 つの目的に利用されると指摘してその具体的な内容を詳細に説明しているが、それは次のように要約することができる⁽¹⁾。

- (1) 監査計画段階——被監査会社の事業内容の理解及び潜在的リスクが存在する分野の明確化に役立つこと
- (2) 監査実施過程——取引及び勘定残高についての監査範囲の検討及び監査がさらに必要な分野の明確化に役立つこと
- (3) 監査完了直前——監査過程において形成した結論の裏付け及び財務情報の全般的検討に役立つこと

監査計画は監査人が財務情報に対する自己の意見を保証する合理的証拠を入手するために必要な監査業務の予定であり、監査人は適切な監査計画に基づいて監査を実施しなければならないが、SAS 第 22 号によれば、この監査計画を作成するに当っては、被監査会社の業務及び業種に関連すること、つまり被監査会社の業務の内容、組織、会社運営の特徴についての知識を得なければならないとし、その具体的な内容の 1 つとして「財務の趨勢、諸比率」

を掲げている⁽²⁾。このように監査計画の設定にあたっては先ず被監査会社の事業内容を十分に掌握する必要があり、そのために分析的手続は有効な手続であるといえる。また監査計画の段階で分析的手続を適用し被監査会社に潜在的誤謬が存在する分野を明らかにすることもできる。

こうして、監査計画段階で分析的手続が実施される場合には、被監査会社の当期業績を自社の過去の業績や同業他社の業績と比較分析することにより被監査会社の事業内容を把握するとともに、異常なあるいは予想外の金額またはこれら金額間の相関関係を確認する必要がある。異常な金額は、会計上の誤謬や不正、会計方針の変更、企業環境の変動、異常事象の発生などの原因から生ずると考えられるが、異常金額発生の原因が明らかになれば、監査人は特定の取引や残高に対して当初計画したよりもさらに多くの注意を払う必要があるかどうかを決定できる。その結果として、細目テストを増加したり、分析的手続を追加したりあるいは被監査会社に修正や開示の追加を求めることになる。こうして、監査計画段階における分析的手続は注意を喚起させる、いわば注意指示 (attention direction) 機能を果すものといえる⁽³⁾。

次に監査の実施過程における分析的手続は細目テストの代替 (tests-of-details substitute, test-reducting)⁽⁴⁾機能を果すものとされている。つまり、取引や勘定残高を個々に検証する細目テストの結果について「財務情報を構成する諸変数の総合的視点からみた合理性との関連において確認するという補完機能⁽⁵⁾」を果し、さらに細目テストは「対象項目の正当性を個別独立的に検証する性格が強いため、意図的に迷彩を施した欺瞞的な不当項目をそれ自体としては看過する危険がある⁽⁶⁾」ので、こうした危険を回避するため細目テストに代替して項目間の相関関係の合理性を確認することにより、総合的立場から監査対象項目の妥当性を検討する場合もある。

すでに述べたように、分析的手続は「資料間の妥当な相関関係が存在し続けると合理的に期待できる」ということを基本的前提とした監査手続である。そしてこの基本的的前提は財務情報を構成する個々の項目間においてはもとより、財務情報全体についてもあてはまる。したがって、監査完了直前に財務

分析的手続の生成と機能（飯岡）

情報の個々の項目について監査中に形成した結論の妥当性を分析的手続により時系列的に過年度の数値または当期の数値として合理的に算定された期待値と比較したり、相関関係のある他の項目と対比することにより異常な変動の有無を調査して間接的に裏付けることができるのである。

さらに分析的手続の基本的前提から財務情報全体に対しても相関関係が持続されているかどうかを吟味することにより「伝統的財務諸表監査では間々生ずる惧れのあった『木を見て森をみない』弊害を除去して、総合的合理性の視点から財務諸表の適正性の如何を判断する⁽⁷⁾」、いわゆる財務諸表の全体的合理性の検証 (assess the overall reasonableness of the financial statements)⁽⁸⁾機能を果すことができるのである。

このように、分析的手続は監査計画の段階においては注意指示機能、監査実施の段階では代替機能、そして監査完了直前の段階では財務諸表の全体的合理性の検証機能というように監査の全過程でその機能を果すことができる「多元的適用能力⁽⁹⁾」を有し、しかも限られた時間と経費の下で比較的簡便に適用できる⁽¹⁰⁾ことが、近年分析的手続への関心を急速に高めた最大の理由であると思われる。

これまで分析的手続のもつ機能について検討してきたが、こうした機能を十分に果すためには、次のような前提条件を満たす必要がある⁽¹¹⁾。

- (1) 会計資料は分析的手続を適用するのに値する情報 (meaningful information) でなければならない。つまり会計資料が重大な誤謬を含んでいたり、会計資料の分類方法や集計方法を変更した場合には、分析的手続を適用しても意味がないからである。
- (2) 資料間の相関関係は存続すると合理的に期待できなければならない。
この前提条件は既に述べた SAS 第 23 号や SAS 第 56 号でも指摘されているが、この前提条件が否定される場合には監査人はすべての相関関係を調査しなければならず、その結果分析的手続のもつ効率的手続としての長所が失われるからである。
- (3) 監査人は異常項目や予想外の変動を調査しなければならない。分析的

手続は危険項目 (red flag) に関心をもたせることを目的とした手続であり、分析的手続ではこの危険項目をさらに経営者に対する質問その他追加手続を実施して調査することが予期されているからである。

分析的手続は、こうした前提条件の下で効果的でしかも効率的な監査を実施するための有力な手段として認められるのであるが、分析的手続を実施するだけでは、なお必要にして十分な監査証拠を入手することは困難である。

つまり、「分析的吟味それ自体によって提供される証拠の質、したがって分析的吟味から得られる保証は常に限定的であるということを知らなければならない。分析的吟味はそれ自体で会計数値が『正しい』かまたは『誤っている』ということを確定することは稀であり、常にその数値が『正しい』かまたは『誤っている』らしいということを指摘するに過ぎない。この『確定する』という語と『指摘する』という語の相異は、保証水準の差異を示す。しかし分析的吟味による『指摘』は細目テストその他監査手続の結果と合致した場合には相乗効果 (synergy effect) が生ずる⁽¹²⁾」のであって、「分析的吟味は重大な誤謬を摘発するための有用な技術となることはできるが、誤謬が存在しないという積極的保証を得るために利用することはできない。適切な細目テストを実施する場合にのみ積極的保証を与えることができる。こうして監査人はリスクや重要性が大きい場合、専ら分析的吟味にだけ頼ることはできないのである⁽¹³⁾。」

すでに明らかにしたように、分析的手続は資料間における一定の相関関係が持続しているかどうかを検討することにより監査対象項目の妥当性を判定しようとするものであるから、この手続によって入手される証拠は「間接的ないし他律的な情況的証拠⁽¹⁴⁾」にすぎず、この証拠をもって事実の確認に伴う細目テストに完全に代替することは不可能であり、ここに分析的手続の機能的限界がみられる。主として質問と分析的手続からなるレビューが消極的保証にとどまるのも分析的手続のこうした機能的限界からに他ならないといえよう。

分析的手続の生成と機能（飯岡）

- (注) (1) IFAC, *op. cit.*, par. 05, p. 2, 422. 日本公認会計士協会国際委員会訳「前掲稿」23ページ。なお、アレンズ及びロエベッケは分析的手続の目的として、(1)被監査会社の事業を理解すること、(2)継続企業として継続できる企業の能力を評価すること、(3)財務諸表における潜在的誤謬の存在を明確にすること、(4)監査の細目テストを減らすことに役立つとしている (Arens, Alvin A. and Loebbecke, *Auditing-An Integrated Approach*, Fourth Ed., Prentice Hall Inc., 1988, pp. 204—205)。
- (2) AICPA. SAS. No. 22 "Planning and Supervision" *AICPA Professional Standards*, Vol. 1. par. 07, p. 231. 日本公認会計士協会国際委員会訳「監査基準第22号 監査計画及び補助者の指揮監督」, *JICPA News*. No. 309, Jun. 1982, 37 — 38ページ。
- (3) Kinney, William R. Jr., Murray John and Felix, William L. "Analytical Review Procedures" *J. of A.*, Oct., 1980, p. 98. Blocher, Edward and Willingham, John J., *Analytical Review*. McGraw-Hill Book Inc., 1985, p. 147. 森実「アナリティカル・レビューについて」(『産業経理』第42巻7号, 20ページ, 上村「前掲稿」50ページ)。
- (4) Kinney, William R. Jr., Murray John and Felix, William L. *Ibid.*, p. 98, Blocher, Edward and Willingham, John J., *Ibid.*, p. 147.
- (5) 上村「同上稿」50ページ。
- (6) 上村「同上稿」50ページ。
- (7) 上村「同上稿」54ページ。
- (8) Blocher Edward and Willingham John J., *Ibid.*, p. 7. 上村「同上稿」54ページ。
- (9) 上村「同上稿」49ページ。
- (10) 森実教授はアナリティカル・レビューの特性として、(1)低コスト性、(2)有効性、(3)迅速性(簡便性)をあげておられる(「アナリティカル・レビュー」, 神戸大学経済経営学会『国民経済雑誌』第154巻2号55—73ページ)。
- (11) McKee, Thomas E. "Developments in Analytical Review" *CPA Journal*, Jan. 1982, pp. 38—39. 森「アナリティカル・レビューについて」(『産業経理』第42巻7号 22ページ)
- (12) Hatherly, David J., *The Audit Evidence Process*, Anderson Keenan Publishing Ltd., 1980, p. 39. 上村「前掲稿」64ページ。
- (13) Blocher Edward and Willingham John J., *op. cit.*, p. 10.
- (14) 上村「前掲稿」64ページ。

5. む す び

これまで、監査の分野で近年ひときわ関心を集めている「分析的手続」について、その生成過程を分析し、ついで昨年公表された SAS 第56号の内容を紹介するとともに、そこで展開された見解に基づき分析的手続の目的と機能について若干の検討を試みてきた。

分析的手続の特徴は、既に指摘したように金額、数量、比率ならびにパーセントなどさまざまな方法により当期の数値と過年度の数値ならびに将来の見積数値の間にみられる相関関係を調査して監査対象項目の妥当性を検討しようとするもので監査手続としては必ずしも目新しいものではない。しかし SEC による財務情報に対する開示要求の増大は必然的に公認会計士の関与領域を拡大させ、そこに時間と経費の節減を目的とした効率的な監査の実施が要請されることになり、加えて回帰分析など比較的高度の統計手法を活用した分析的手続が開発されるに及んで、分析的手続は効率的でしかも効果的な監査手続として注目されるに至ったものと思われる。

こうして、分析的手続は監査における新たな注目すべき手続として、さきに紹介した SAS 第23号、それに代る SAS 第56号を始め、IFAC の IAG 第12号及びイギリスの APC による監査ガイドラインとしてそれぞれの会計士団体の公式文書としても取上げられるに至っている。しかし、既に指摘したように、分析的手続により入手できる証拠は、あくまでも「間接的ないし他律的な情況的証拠」であり、その保証も限定的であり、分析的手続をもって「取引や勘定残高の細目テスト」に完全に代替させることは困難であり、分析的手続と細目テストの結果とが一致したときにのみ監査に対して相乗効果をもたらすものであることは、とくに留意しなければならない。